

調査士

調査士
シリーズ No.

2

新版

合格ノートⅡ

【改訂二版】

民法・調査士法編

 東京法経学院

R 〈日本複製権センター委託出版物〉

本書(誌)を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書(誌)をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター(電話：03-3401-2382)の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

第 6 章

民法に関する事項

6-1

よく用いられる法令用語の
一般的な意味★ ^{かし}瑕疵

「きず」という意味で、法律上何らかの欠点・欠陥があることを表すためによく用いられる語であるが、その内容は用いられる場所によって異なる。

★ 起算

期間の算定をするについて、算定の基準となる点（起算点）から数え始めることをいう。

★ この限りでない

ある規定の一部又は全部を打ち消し、その適用除外を定める場合に用いられる。ただし書の結語（結びの言葉）として用いるのが通例である。

★ 妨げない

一定の事項について、ある法令の規定なり制度が適用されるかどうか疑問がある場合に、その適用が排除されるものではない旨を示すときに用いられることが多い。消極的にある法令の規定なり制度の適用が排除されるものではないことを示すにとどまり、法令の規定なり制度が具体的にどのように適用されるかということまでを積極的に示すものではない。

★ 準用

ある事項に関する規定を、それと類似する他の事項について、必要な変更を加えて働かせることをいう。類似する各事項について、いちいち規定を設けることは、かえって法規が複雑になるという立法技術の面から、一定の規定を準用する旨定めることが多い。

★ 推定

当事者間に別段の取決めのない場合又は反証が挙がらない場合に、ある事柄について法令が一応こうであろうという判断を下すことをいう。

★ みなす

本来は異なるものを、法令上、一定の法律関係につき同一なものとして認定してしまうことをいう。当事者間の取決めや反証を許さず、一定の法律関係に関する限りは絶対的に同一のものとして扱う点で、「推定」と異なる。

★ 善意と悪意

ある事情を知っていることを、法律上の技術的表現として悪意といい、知らないことを善意という。道徳的な意味での善悪を意味するのではない。

★ 相当の（な）

「合理的な」「ふさわしい」などの意味に用いられ、社会通念上その程度に応じていることを表す言葉である。

★ 遡^{そ ぎょう}及効

法が過去にさかのぼって効力を生ずることをいう。

★ 当該

「その」という意味。ある規定中の特定の対象をとらえて、その対象をその規定又は他の規定で引用する場合に、それが前に規定された特定の対象と同一のものであることを示す言葉として用いられる。

★ に係る

「…に関する」又は「…に関係がある」に近い意味であるが、これらよりも直接的なつながりがある場合に用いられる。

★ 無効と取消し

無効とは、何人の主張もまたずに初めから当然に法律行為の効力がないことをいうが、取消しというのは、一応、法律行為の効力は生じて有効であるが、取り消されると初めから無効となることをいう。

★ 用に供する

何々のために用いる、何々の用途にあてるとの意味である。

總則

6-2

権利能力

1 権利能力の意義

権利能力とは、権利の主体となることができる地位又は資格をいう。権利能力を認められるのは、自然人と法人である。

民法3条1項は、「私権の享有は、出生に始まる。」と規定し、私権という表現を用いているが、これが権利能力にあたるもので、この規定は、自然人の権利能力の始期について定めただけでなく、すべての自然人が生まれながらにして平等に権利能力を有することを表現したものである。

*不動産登記法との関連

不動産登記法上、表題部所有者や権利の登記名義人となるためには、権利能力を有することが必要である。つまり、自然人及び法人に限られる。

2 権利能力を有するもの

権利能力を有するものは、自然人と法人である。自然人とは、普通に生きている人間を民法上特にこう呼ぶのである。

自然人は、出生から死亡まで権利能力を有するが、民法上、出生とは、胎児が母胎から全部露出した時点をいうと解されている。

自然人が失踪宣告（**6-9**を参照）を受けた場合は、死亡したものと同みなされるが（民法31条）、失踪宣告は、失踪者の従来住所を中心とする法律関係を終了させる（婚姻関係は終了し、相続が開始する。）制度であるから、失踪宣告を受けた者が生存している場合は、その者が権利能力を失うものではない。

法人とは、自然人以外で法律により権利能力を認められる組織である。民法が規定するのは、このうち公益（公共の利益）を目的とする社団法人と財団法人である。

3

胎児に関する例外

胎児は、出生前であるから、権利能力を有しないことになる。例外として、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなされる（民法721条）。また、胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされる（民法886条1項）。この場合の相続には、代襲相続が含まれる。代襲相続とは、相続人である子について、相続の開始以前に死亡しているなどの事由があるときに、その者の子（被相続人からみれば孫）が、その者に代わって（代襲して）相続するという制度である。胎児は、死亡した父の相続人となることができるし、死亡した父を代襲して相続することができる。ただし、これは、胎児が死体で生まれたときは、適用されない（同条2項）。更に民法886条の規定は、受遺者（遺贈を受ける者）に準用されるので（民法965条）、胎児は、遺贈については、既に生まれたものとみなされる。遺贈とは、遺言者が遺言によってある人に財産を無償で譲与することをいう。ただし、これは、胎児が死体で生まれたときは、適用されない。

原則	胎児は、権利能力を有しない。
例外	胎児であっても、次の場合に限り、生まれたものとみなす。 ① 損害賠償の請求権 ② 相続（代襲相続を含む。） ③ 遺贈

ところで、「既に生まれたものとみなす」の法的意味については争いがあり、2つの考え方がある。1つ目は、「胎児中は権利能力がなく、生きて生まれるという条件が成就すれば、権利能力取得の効果が発生し、その効果が不法行為や相続開始のときに遡及する（さかのぼって効力を生ずる。）。」という考え方である。これを停止条件説という。2つ目は、「胎児中でも生まれたものとみなされる範囲内において、制限的な権利能力を有するものとし、もし、生きて生まれなかった場合には、権利能力がさかのぼって消滅する。」という考え方である。これを解除条件説という。

この2つの説は、胎児の権利行使について大きな違いを生ずる。停止条件説の立場に立てば、胎児中には権利行使が認められないから、法定代理人も存在しないということになるが、解除条件説の立場に立てば、胎児中でも法定代理人の存在が認められ、これによって行使されることになる。判例は、民法721条の損害賠償の請求権について、停止条件説の立場に立っている（大判昭和7・10・6）。これは、AがB（電鉄会社）の電車に轢かれて死亡したとき、内縁の妻Cと胎児Dがいたが、胎児DについてのAの死亡による損害賠償の交渉をAの父Eが行い、Bとの間で示談契約が締結されたという事案である。裁判所は、Eのした示談契約の効力は、胎児Dに及ばないとした。一方、不動産の登記名義人について相続が開始し、相続人として胎児がいる場合に、登記実務の取扱いは、胎児中に

相続人として胎児名義で相続登記をすることを認めている。この取扱いは、解除条件説の立場に立つものであると解されている。

*** 不動産登記法との関連**

胎児は、「亡何某妻何某胎児」の振合いで、相続の登記名義人となり得、申請書には、母が懐胎していることの証明書の添付を要しない（明治31・10・19民刑1406号通達）。

4

外国人の権利能力

外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、権利能力を有する（民法3条2項）。